

琉球大学 教授職員会ニュース 第 170 号

2014 年 12 月 3 日 琉球大学教授職員会 事務局：中城口信号角・内線 2023

<http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/> E-mail: kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp

第 2 回緊急学習会：学内規則改定への提言

これからの琉大を設計する上で必要なこと

12 月 8 日（月）18 時半から 法文新棟 112 教室

報告：徳田博人（法文学部）・田中 洋（教育学部）

学校教育法・国立大学法人法の改正を受けて、学内規則の改定作業がなされています。教授職員会では、11 月 25 日に、この問題で緊急学習会を開催し、メールニュースで皆さまに論点をお伝えしました。そうした努力も貢献して、各学部で定例教授会において活発な議論がなされ、農学部・教育学部・法文学部などで、12 月教授会で議題に挙げることが確認されています。

例えば、法文学部では、意見の締め切りが 12 月 4 日では時間的余裕がないこと、案を作成した WG に法律の専門の教員が入っていないことが指摘され、学部内に WG をつくり教授会にあげる案を作ることになりました。12 月 10 日の臨時教授会でこの案を検討し、学部教授会の意見をまとめて、提出することになっています。

12 月 9 日に企画戦略会議が開かれ、そこでまとめられた案を各部局で改めて検討するということが、教育研究評議会を確認されています。そこで、12 月 10 日に各学部で開催される臨時教授会に向けて、再び緊急学習会を行います。

教授職員会執行部・専門委員から、第 1 回学習会でとりあげた重要事項（11.26 メール・ニュース参照）とともに、第 1 回学習会では取り上げられなかった、あるいは十分深められなかった論点を洗い出して、問題点を整理します。さらに、フロアから意見を出し合って、みなが納得できる対案の作成に向けて、内容を煮詰めてできるだけ具体化し、教授会などでの議論に役立てたいと思います。

この間の経緯にお詳しくない方にも、分かりやすく報告します。どうぞ、皆さんお越し下さい。

資料 琉大教授職員会メール・ニュース 2014.11.26.

琉大は、学教法等「改正」に伴う琉大の学則等の見直しを進めており、ワーキンググループの報告を公表しています (<http://www.jim.u-ryukyu.ac.jp/tuuchi/141112.pdf>)。このことについて各部局からの意見を 12 月 4 日までに出すよう求めているとされます。教授職員会は昨日（25 日）緊急学習会を開催して学則等の見直しについて検討しました。その内容を速報しますので、ぜひ教授会での議論にお役立てください。

1. 見直し案の手続について

★ 早々に意見を締め切るのは不適切である。

理由

- ・ WG に学内の法律の専門家が全く入っておらず、検討が不十分である。
- ・ 学校教育法等改正にあたり、衆参両院の附帯決議で、学長が定める教授会の審議事項について「教授会の意見を聴いて参酌する（＝必ず意見を聞き、十分尊重するとの意味）よう努めること」とあるのに、琉大では審議のための時間が保障されていないのは不適切である
- ・ 拙速な法改正がされた国会も解散され、今後の動向も不透明なもとで、決定を急ぐのは不適切である

2. 見直し案の内容について

- ★ 学部長候補者を教授会が推薦するにあたり、2-3名とすべきことは改正法にも文科省の文書にもなく、現行の1名の推薦制を維持すべきである。
- ★ 教授会の「議を経て」「議に基づき」とある学則等の条項を全て、学長を拘束しない「議を踏まえて」に書き換えているのは不適切である。これらは全て、議を経て」「議に基づき」とするよう、教授会は求めるべきである。
- ★ 「学長裁定」に定める学長が学部に意見を聞く項目の大幅な拡大が必要である。例えば、「教員の懲戒」が欠けているのは重大である。教員の懲戒は、学問の自由を保障するために、「教授会の議に基づき」学長が決定することが特に重要である。
- ★ 学長選考規則の3条の改正において、「大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力」は「琉球大学憲章に基づき、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力」とされるべきである。

理由

- ・ 最終決定権が学長にあるので、教授会が学長を全く拘束できない書きぶりとなっている。しかし、「最終決定権は学長にあるが、決定に当たって教授会の意見が尊重される」という関係は、行政機関にもふつうに存在するものである。例えば、教授会が特定した学部長候補について、ハラスメントや論文ねつ造を行うなど明らかに不適切な候補者は最終決定権者の権限として排除できる。教授会の議を何ら尊重する必要がないように学則を改めるWGの案は、改正法や文科省通達を超えて過剰に教授会の権限を奪うものとなっている。
- ・ 学校教育法等改正にあたり、衆参両院の附帯決議が求める「…学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、…大学の自主的・自律的な運営の確保に努めること」という趣旨を活かし、琉球大学の特性を表現している基本文書として、琉球大学憲章があり、その尊重は明記されるべきである。

新副会長から ... 田中 洋（教育学部）

2014年度副会長を務めることになりました、教育学部の田中洋と申します。

8月に行われた総会で新たに執行部が発足してから3ヶ月余りが経ちましたが、この間も、琉球大学には問題が山積していることを実感する日々が続いております。その代表的な例が、36協定の問題だと考えられます。

御存知のように、今年度は、時間外労働を例外的に可能にするために必要な労使間の協定がいまだに結ばれておりません。本来であれば、新年度が始まるまでに、労使交渉を終えて、学長と労働者*の過半数を代表する者との間で協定が締結され、その届出が労働基準監督署になさなければならないはずですが、それが、なぜ今年度も残り4ヶ月足らずというこの時期になっても実現されない事態に陥っているのでしょうか？

その経緯については、話せば長くなりますし、これまでもニュースでお知らせしているところなので、ここでは述べません。しかし、少なくとも、それがとてつもなく異常な事態であること、そして、間違いなく、琉球大学で働く私たち1人1人に不利益をもたらしており、決して他人事ではありえないこと、そのことをぜひとも皆さんに知っていただきたいと思います。

労働者にとって見過ごしてはならないことを、皆さんにお知らせし、皆さんと一緒に考えていく、それが教授職員会の大切な役割です。そのことを心に銘じて今度も活動していく所存ですが、そのためには皆さんの声がどうしても必要です。教授職員会では皆さんからの御意見・御質問等をいつでも求めていますので、どうぞよろしくお願いたします。

* 大学教授も法律上「労働者」です！ 労働法制は、私たちが教育研究診療を行う上で、働く者としての権利をまもっています。法人化した国立大で、教授会と組合は、教員にとってなくてはならない存在です。